

大平賞・熱海賞及び岸賞に関する取扱要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人やまがた健康推進機構（以下「健康推進機構」という。）の前身である旧財団法人山形県結核成人病予防協会の役員として、永年に渡りご尽力を頂いた、故大平禎介氏、故熱海明氏の生前のご意志である、県民の健康づくりのなお一層の推進を図るために、また、旧財団法人山形県結核成人病予防協会元会長岸陽一氏ご夫妻のご意志のがん征圧対策に活用するために「大平賞・熱海賞及び岸賞基金」（以下「基金」という。）が設立された。本要綱は基金の目的達成のための取扱について必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 この基金はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 結核、生活習慣病等の検診事業の推進に顕著な功績のあった個人又は団体（以下「個人等」という。）を表彰する。
- (2) 健康推進機構定款第4条の目的を達成するための調査、研究又は開発に貢献のあった個人等を表彰する。
- (3) 健康推進機構定款第4条の目的を達成するための啓蒙活動に貢献のあった者、又は、その活動が目的達成に大きく貢献のあった個人等を表彰する。

(原 資)

第3条 この基金の原資は、目的達成のために寄附された以下の金額とする。

- (1) 寄附者名 大平淑氏
寄附年月日 昭和55年7月28日
寄附金額 金626,000円
- (2) 寄附者名 熱海澄子氏
寄附年月日 昭和58年6月24日
寄附金額 金500,000円
- (3) 寄附者名 (財)山形県結核成人病予防協会一般会計より繰入
年月日 昭和60年4月1日
金 額 金1,000,000円
- (4) 寄附者名 大平昌一氏
寄附年月日 平成7年3月2日
寄附金額 金300,000円
- (5) 寄附者名 岸よし氏
寄附年月日 昭和60年6月22日
寄附金額 金10,000,000円

(基金の管理・取崩し等)

第4条 基金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

- 2 基金は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(運用)

第5条 この基金の運用は、資産運用規程に基づき適切に運用されなければならない。

(資金調達)

第6条 第2条に定める事業を行うにあたり必要な事業は、第3条で定める原資を元に、第5条の定める方法により生じる運用利息及びその他の収入により調達するものとする。

(選考委員会の設置)

第7条 第2条に規定する表彰者を選考するため選考委員会を置く。

2 表彰者は選考委員会の意見を聴いて理事長が決定する。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、理事長が委嘱する外部有識者3名以内並びに、副理事長及び専務理事をもって構成する。

2 選考委員会の委員長は副理事長が当る。

(表彰)

第9条 表彰は、適当な機会を利用し、理事長が表彰状及び賞金を授与して行うものとする。

2 前項で表彰を受けた者の氏名及び業績の概要は健康推進機構の発行する機関紙及びホームページ上に掲載し公表する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は理事長が別に定める

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。